

浦安市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、浦安市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 事業者の代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1人を置き、第2条第2項第2号の委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取等)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を

求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	国民健康保険運営協議会	会 長	日 額	9,500円	を
		委 員	日 額	9,000円	

」

「

国民健康保険運営協議会	会 長	日 額	9,500円	に改める。
	委 員	日 額	9,000円	
子ども・子育て会議	会 長	日 額	9,500円	
	委 員	日 額	9,000円	

」

浦安市子ども・子育て会議 委員名簿

	区 分	氏 名	性別	備 考
1	市民（公募）	いけしま かなこ 池島 可奈子	女	
2	市民（公募）	ふくひろ まさみち 福廣 匡倫	男	
3	市民（公募）	もりやま かつみ 森山 克美	女	
4	学識経験者	おおひなた まさみ 大日向 雅美	女	恵泉女学園大学大学院教授
5	学識経験者	かしわめ れいほう 柏女 霊峰	男	淑徳大学総合福祉学部教授
6	学識経験者	よしだ まさゆき 吉田 正幸	男	有限会社遊育 代表取締役
7	関係団体の代表者	たむら としあき 田村 聡明	男	学校法人渋谷教育学園浦安幼稚園 副園長
8	関係団体の代表者	なかがわ かずよ 中川 一世	女	浦安市民間保育協議会 社会福祉法人芳雄会みのり保育園 園長
9	関係団体の代表者	にしだ よしえ 西田 良枝	女	社会福祉法人パーソナル・アシスタンス とも 理事長
10	関係団体の代表者	なかじま じゅんこ 中島 純子	女	特定非営利活動法人 i-net 代表理事
11	関係団体の代表者	おおつか くみこ 大塚 久美子	女	社会福祉法人 浦安市社会福祉協議会 常務理事
12	関係団体の代表者	いしむら ひろみ 石村 博美	男	浦安市小中学校校長会 南小学校校長
13	関係団体の代表者	つしま さおり 對馬 さおり	女	浦安市立小中学校 PTA 連絡協議会 東小学校 PTA 書記
14	関係団体の代表者	かじかわ ゆみこ 梶川 由美子	女	浦安市子育てケアマネジャー
15	事業者の代表者	みやはら じゅんじ 宮原 淳二	男	株式会社東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス推進部長

第3号様式（第7条第4項）

傍聴要領

浦安市子ども・子育て会議

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場において、携帯電話その他電子機器を利用して、会議の内容を外部へ漏らす行為は禁止する。
- (6) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。